

【資料1】

第5次 熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画(骨子案)

健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課
高齡者支援部 高齡福祉課

◆ 第5次計画の構成

第1章 計画の策定

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第4章 成年後見制度利用促進計画

※ 成年後見制度の利用の促進に関する法律
第14条第1項に基づく市町村計画

第2章 計画に係る現状と課題

- 1 地域福祉に係る本市の現状
- 2 これまでの取組の振り返りと課題
- 3 第5次計画の取組の方向性

第5章 計画の推進

・計画の進行管理・評価等

第3章 第5次計画の取組

- 1 基本理念・基本方針
- 2 計画の体系
- 3 施策の展開

資料編

- ・市民アンケート結果まとめ
- ・第4次計画の振り返りと課題整理
- ・成年後見制度利用促進計画

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

- ◆ 社会福祉法第107条に基づく地域福祉推進のための市町村計画である「地域福祉計画」と、社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会が中心となって策定する民間の行動計画である「地域福祉活動計画」とは、相互に連携して地域福祉を展開するものであることから、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、これら2つの計画を一体的に策定するものです。
- ◆ 本市では、令和元年度(2019年度)に第4次計画を策定し、計画に掲げる取組を進めてきましたが、この間、人口減少・少子高齢化の更なる進展をはじめ、コロナ禍やICT等の進展による行動変容等により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、孤独・孤立問題など住民や地域が抱える地域生活課題は複雑化・複合化してきました。
- ◆ これらの課題に対応し、住み慣れた地域で、だれもが安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域住民をはじめ行政や関係機関・関係団体が互いに支え合い、地域福祉を推進するための計画として、第5次計画を策定します。

2 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和13年度(2031年度) 7年間

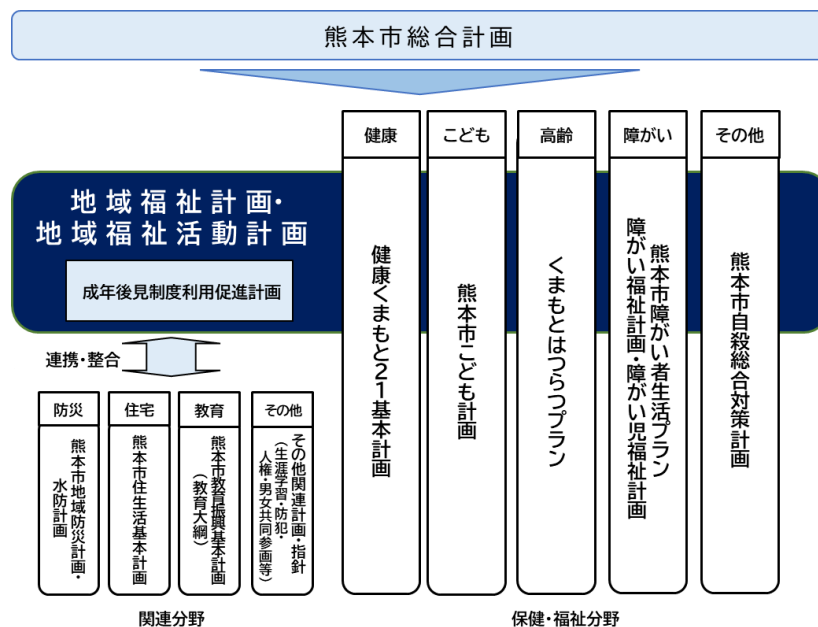
※熊本市第8次総合計画の計画年度と整合を図ります。

※総合計画の中間見直しとともに、社会状況の変化や関係法令の改正など必要に応じて、柔軟に見直しを行います。

第1章 計画の策定

3 計画の位置づけ

- ◆ 「熊本市第8次総合計画」を最上位計画とし、ビジョン4の「だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち」を実現するための施策方針である『だれもが生きがいをもち、お互いに支え合える社会の実現』を目指す姿として、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちをつくる取組を進めます。
- ◆ 第8次総合計画の理念のもと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関し、地域福祉の推進のため、各福祉分野が共通し、分野横断的に取り組むべき事項等を盛り込む計画とします。
- ◆ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する市町村計画(「熊本市成年後見制度利用促進計画」)をその内容に盛り込む計画とします。



第2章 計画に係る現状と課題

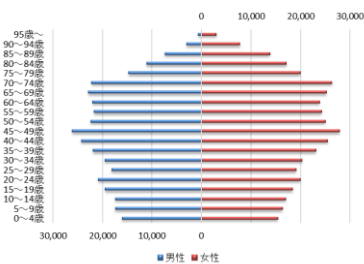
1 地域福祉に係る本市の現状

① 人口減少・少子高齢化の進展・単身世帯の増加

- ◆ 本市の人口は約20年後の令和22年(2040年)には約68.9万人となる見込みであり、約30年後の令和32年(2050年)には65万人を割り込むなど、**更なる人口減少・少子高齢化の進展**が推計されています。
- ◆ 単身世帯や65歳以上の単身高齢世帯の割合は増加傾向にあり、全国的に課題とされている**孤独・孤立問題**について本市での今後の**深刻化が懸念**されます。

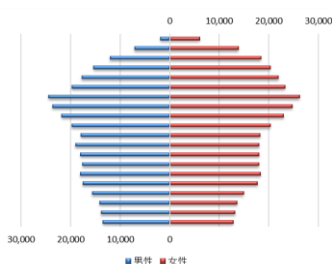
熊本市の令和22年(2040年)、令和32年(2050年)の推計人口

令和2年(2020年)



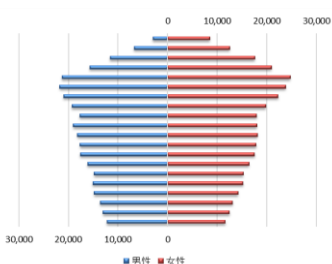
令和2年(2020年)	
総人口	738,865人
65歳以上(高齢化率)	26.4%
15歳～64歳	60.1%
15歳未満	13.5%

令和22年(2040年)



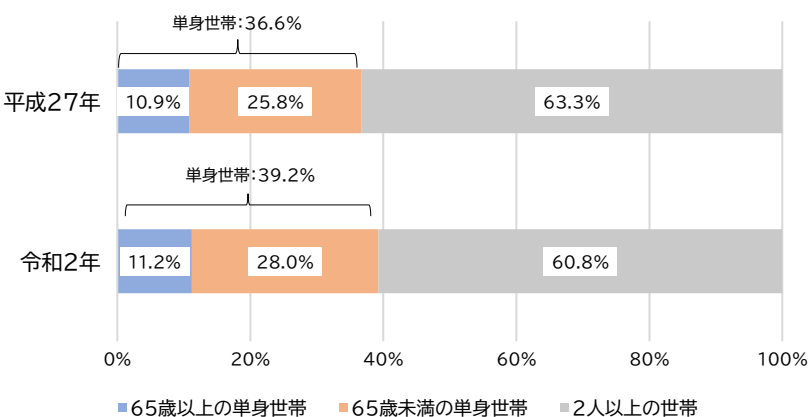
令和22年(2040年)	
総人口	689,390人
65歳以上(高齢化率)	33.1%
15歳～64歳	55.1%
15歳未満	11.7%

令和32年(2050年)



令和32年(2050年)	
総人口	648,196人
65歳以上(高齢化率)	35.7%
15歳～64歳	52.5%
15歳未満	11.7%

熊本市の単身世帯割合の推移(平成27年→令和2年)



総世帯数(熊本市) H27年:315,456世帯、 R2年:326,140世帯

(平成27年(2015年)・令和2年(2020年)「国勢調査」より)

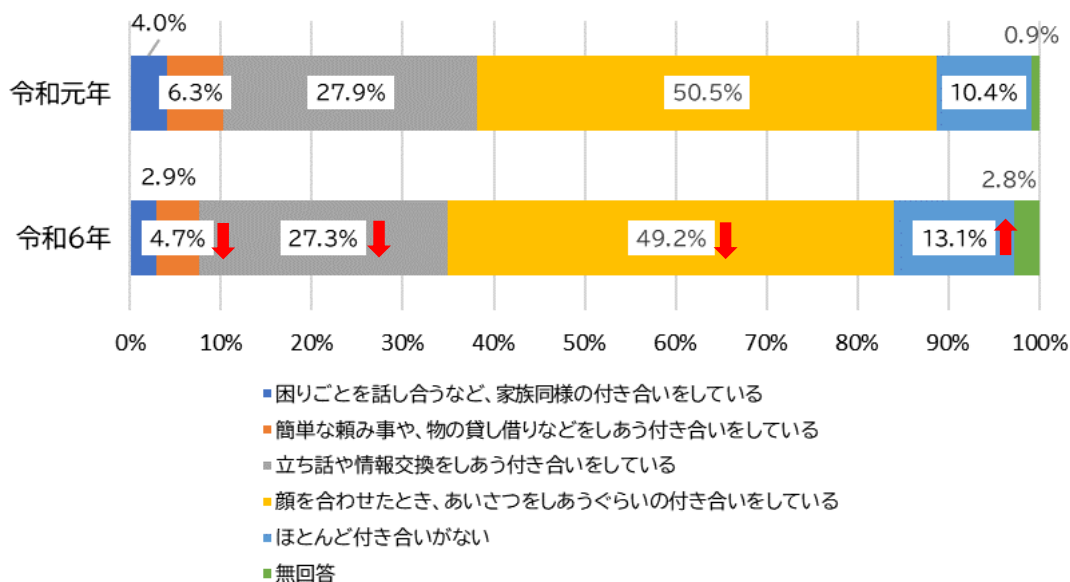
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」を加工して作成)

第2章 計画に係る現状と課題

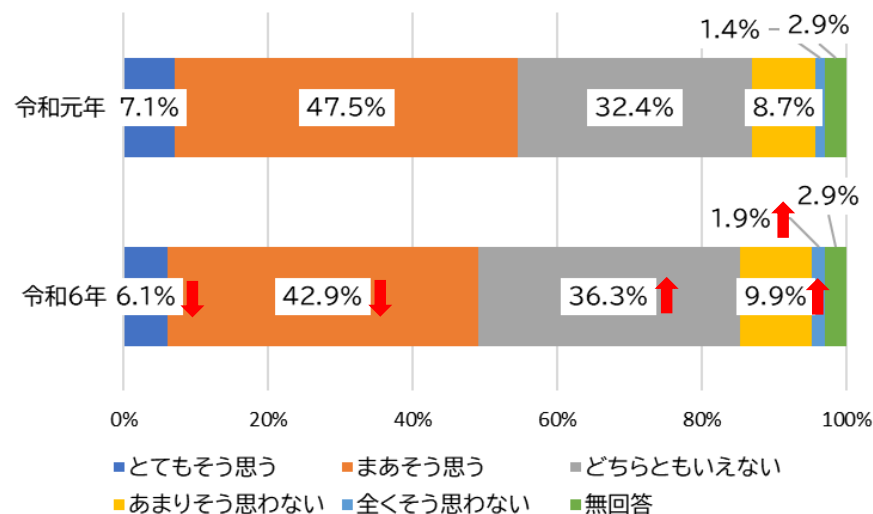
② 地域における「つながり」の意識の希薄化

- ◆ 市民アンケートでは近所との日頃の付き合いに関して、「顔を合わせたとき、あいさつをしあうぐらいの付き合いをしている」が49.2%と、5年前と比較し、1.3ポイント減少しており、一方で、「ほとんど付き合いがない」が2.7ポイント増加という結果になりました。
- ◆ 「地域の人々は、他の人の役に立とうと思いますか」という質問については、5年前の調査結果と比較すると、「どちらともいえない」や「あまり/全くそう思わない」が増加し、地域住民への関心の低下(希薄化)が懸念されます。

「あなたとご近所との日頃の付き合いについて最も近いもの」



「地域の人々は、他の人の役に立とうと思いますか」



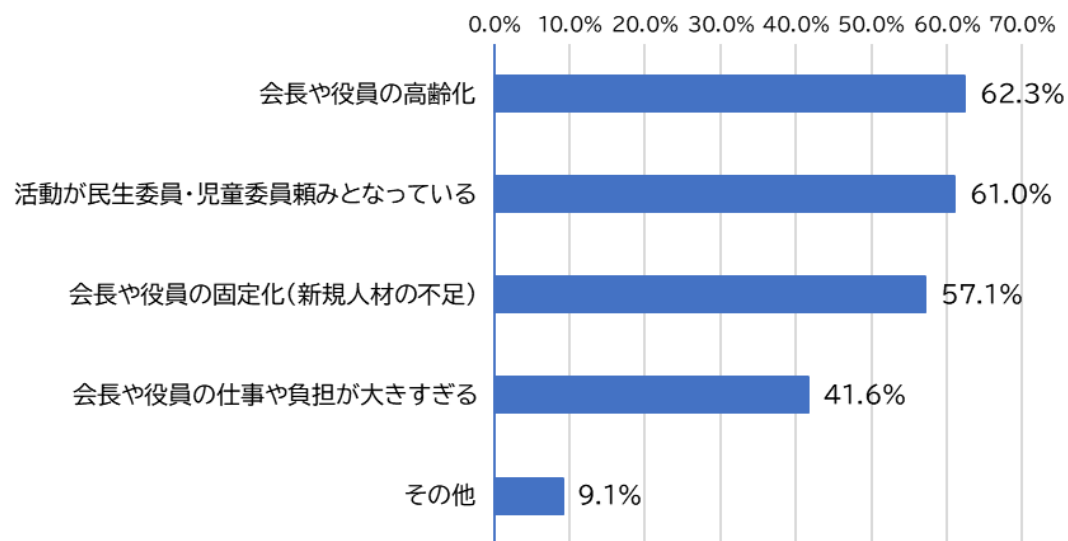
(第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定アンケート調査結果)

第2章 計画に係る現状と課題

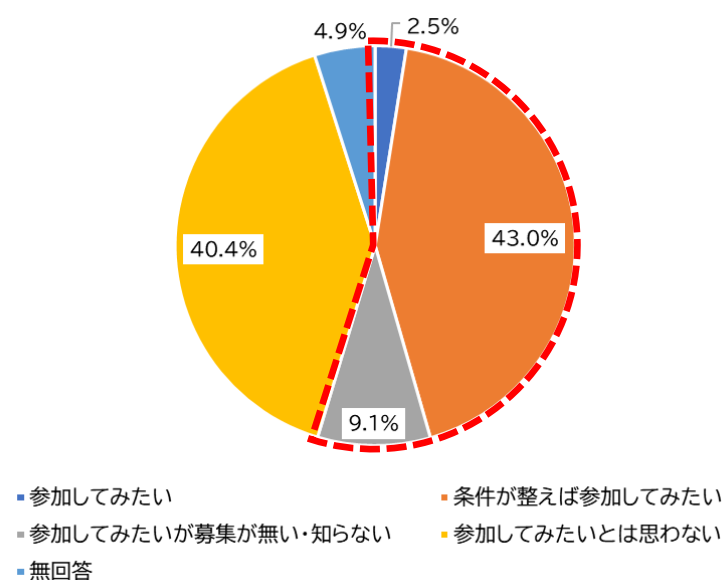
③ 地域活動の担い手の高齢化・固定化

- ◆ 民生委員・児童委員の約4割が他の地域団体の役職を兼務しており、校区社会福祉協議会の活動についても、その多くを民生委員・児童委員が担っており、**高齢化**も進んでいます。また、**地域福祉活動の担い手**は多くの場合重複かつ長期的に同じ人物がその役割を担うなど、**人材が固定化**しています。
- ◆ 一方で、現在地域活動に参加していない人でも、半数以上は、参加してみたい、条件が整えば参加してみたい、参加してみたいが募集が無いと回答されており、**地域に対する貢献意識は比較的高いこともうかがえるため、より多くの方が地域社会において、何らかの役割を発揮できる環境の整備が必要です。**

「校区社協活動の「担い手」についてどのような課題を感じますか」



「今後、地域活動に参加してみたいと思いますか」



第2章 計画に係る現状と課題

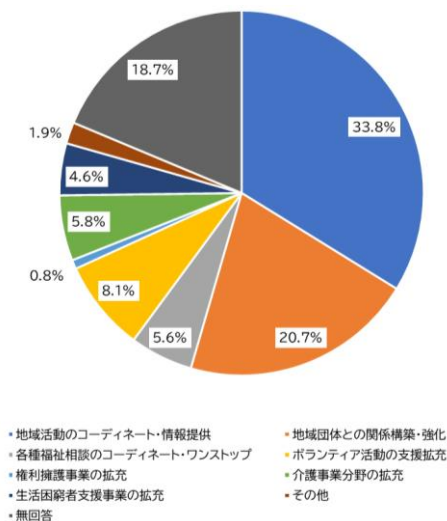
④ 地域の連携・支援体制の停滞・低下

- ◆ 第4次計画の成果指標である「**民生委員等の定員充足率**」や「**支え合い活動が推進されていると感じる民生委員等の割合**」は、目標値を**下回っています**。
- ◆ 民生委員・児童委員を対象としたアンケート調査では、民生委員等活動を行う中で様々な課題を抱えている実態や、**熊本市社会福祉協議会**に対しては、「**地域活動のコーディネート機能**」や「**地域団体との関係構築・強化**」が求められていることがわかりました。

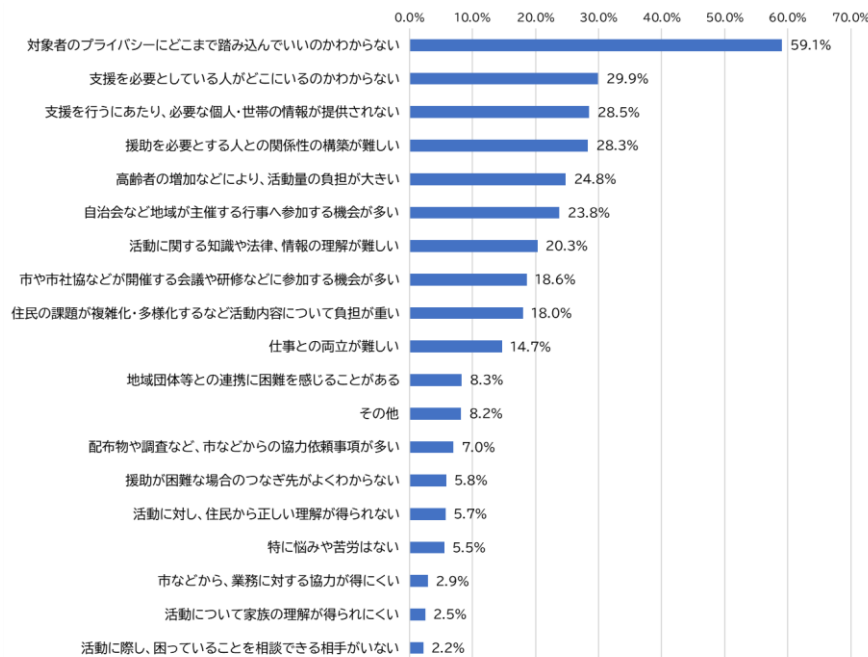
第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画 成果指標

指標名	基準値 (平成30年度)	令和5年度	目標値 (令和6年度)
民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率	95.1%	89.5% ↓	100%

「民生委員として熊本市社会福祉協議会に求めること」



「あなたが民生委員活動を行う中での悩みや苦労はどのようなものですか」



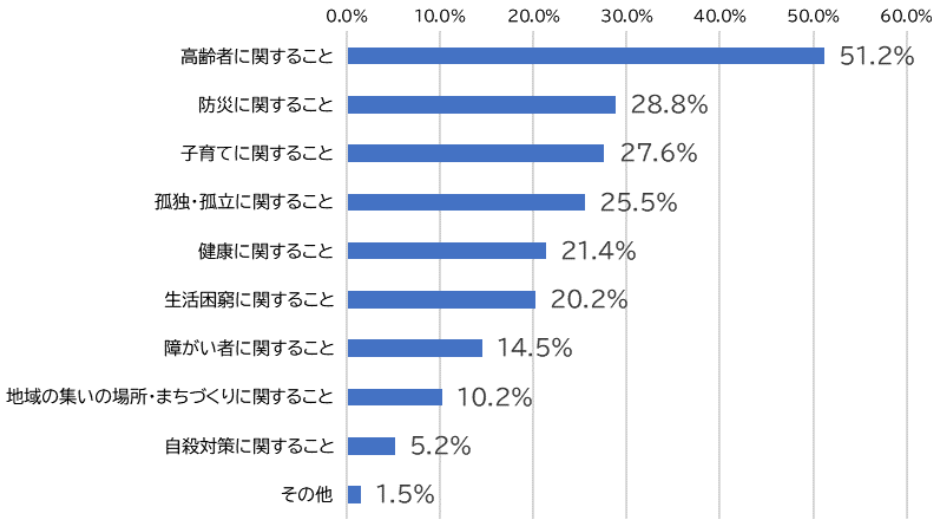
(第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定アンケート調査結果)

第2章 計画に係る現状と課題

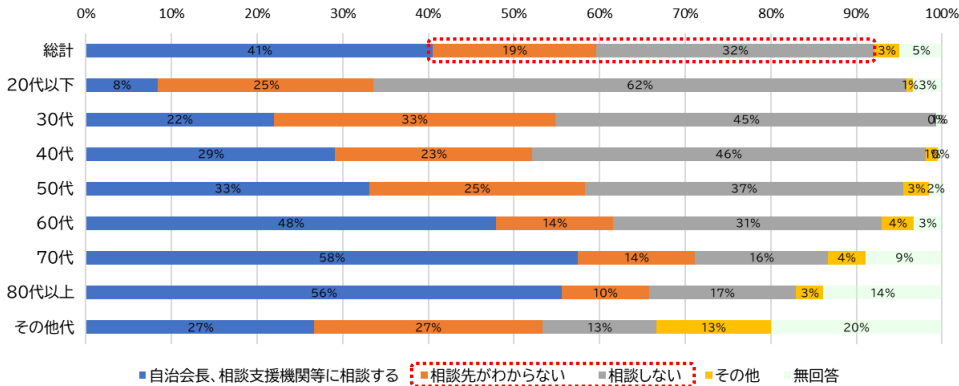
⑤ 地域生活課題の複雑化・複合化

- ◆ 行政が特に取り組まなければならない分野としては、高齢者に関することをはじめ、防災、子育て、孤独・孤立、生活困窮、健康、障がい者、地域の集いの場所等、様々な分野が挙げられています。子育て等、年代に応じた課題もあれば、防災や孤独・孤立のように年代による傾向が見られない課題もあり、個人や地域が抱える課題は複雑化・複合化しています。
- ◆ 一方で、地域における問題の相談先は、「相談しない」が32%で最も高く、「相談先がわからない」と合わせて5割を超えています。特に、若い年代ほどその傾向が強いことから、問題を抱え込まないよう、年代や悩みに応じた相談しやすい環境の整備が必要です。

「行政が特に取り組まなければならない分野は何だと思いますか」



「あなたは、地域における問題について、誰に相談していますか」



第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画 成果指標

指標名	基準値 (平成30年度)	令和5年度	目標値 (令和6年度)
「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数(年間)	484件	1,336件 ↑	1,200件

(第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定アンケート調査結果)

第2章 計画に係る現状と課題

2 これまでの取組の振り返りと課題

第4次計画に基づき推進してきた各取組の進捗状況や成果の検証、市民等アンケートの結果分析から明らかになった主な課題をまとめると以下のとおりとなります。

課 題

① 地域における「つながり」の意識の希薄化

第4次計画においては、地域住民相互の顔の見える関係づくりや、地域での支え合い体制づくりの推進を掲げてきましたが、近年のライフスタイルの変化とともに、行動変容等も相まって、地域のつながりの更なる希薄化が懸念されます。

② 地域活動の担い手の高齢化・固定化

地域活動の担い手を確保するため、これまでボランティア活動に取り組んできた人や、養成してきた各種サポーターを地域福祉活動につなげる仕組みづくりが必要でしたが、コロナ禍の影響もあり十分な取組ができず、担い手の高齢化・固定化が進んでいます。

③ 地域の支援・連携体制等の停滞・低下

地域団体等の人材不足やコロナ禍の影響で活動自体に制限が生じたことも相まって、地域における支え合い活動が停滞し、支援・連携体制等の低下が懸念されます。また、支援者自身も様々な悩みを抱えていることから、支援・連携体制を継続させるためには、支援者自身への支援も必要です。

④ 孤独・孤立問題など地域課題の複雑化・複合化

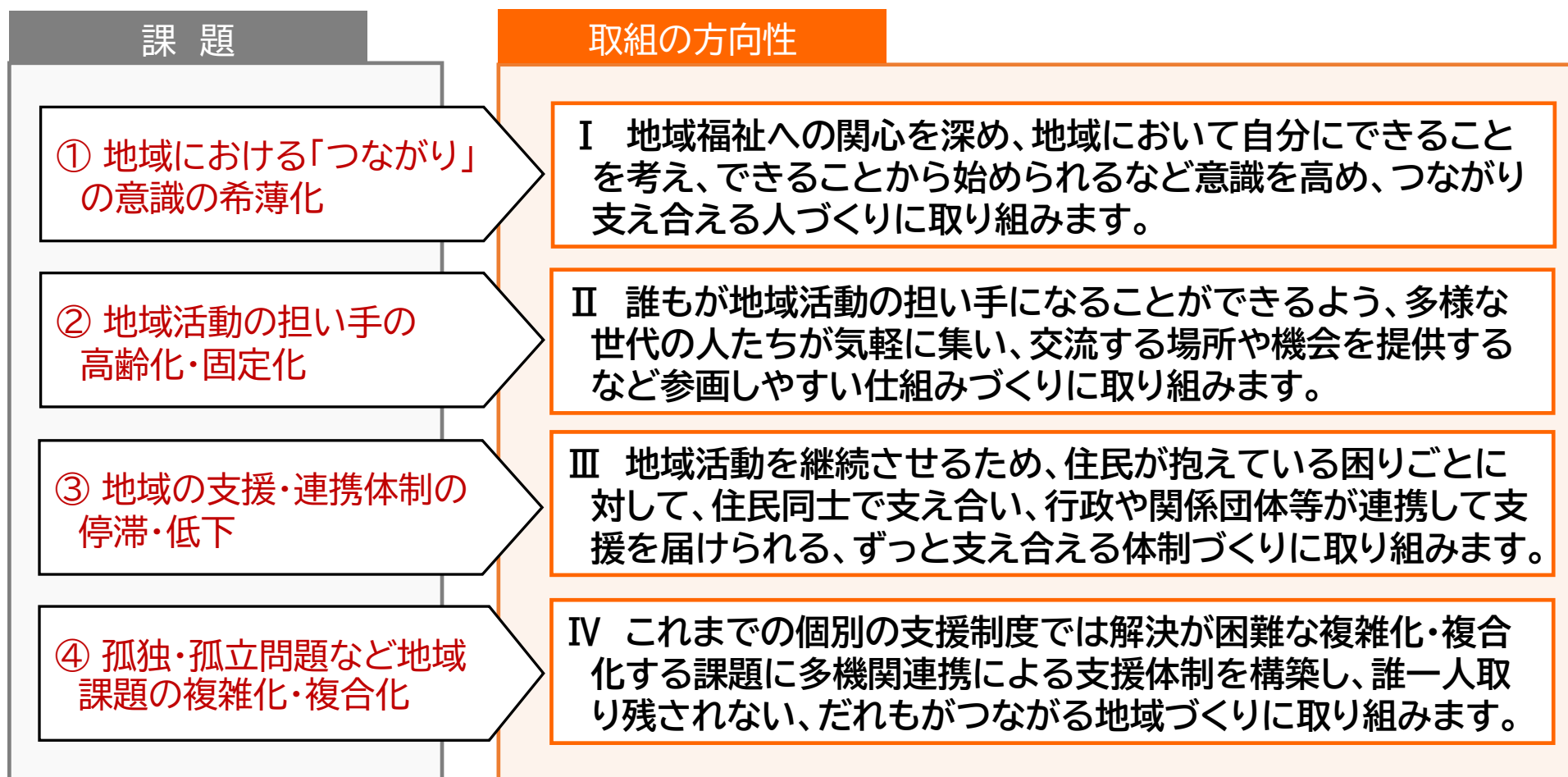
個別の分野・団体による支援が届きにくい孤独・孤立問題やヤングケアラー、8050問題のような、複雑化・複合化した課題が顕在化する中、“相談をしない”“相談先が分からない”というような方が、取り残されないような支援体制の整備が必要です。

第2章 計画に係る現状と課題

3 第5次計画の取組の方向性

人口減少・高齢化が進展する中、地域資源を活かしながら、地域活動を維持していくためには、**持続可能な地域共生社会を実現する必要があります。**

そのため、第5次計画では、以下の方向性で課題に取り組み、**つながり・支え合いの好循環の創出**を目指します。



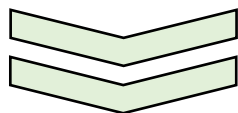
1 基本理念・基本方針

第4次計画の基本理念は、『だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり』としていました。第5次計画においては、一人ひとりの多様な価値観を尊重するとともに、人口減少・少子高齢化が進展する中、地域住民の積極的な参画と活動しやすい環境づくりを図りながら、**持続可能なものとして地域共生社会を実現する**考え方にに基づき、次のとおり基本理念を定めます。

また、基本理念を実現するための基本方針として、第4次計画の3つの基本方針を再構築し、**持続可能な地域づくりを重要な視点として、つながり・支え合いの好循環を創出することを目指して**、以下の4つの基本方針のもと、取組を推進していきます。

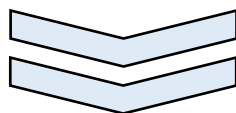
《基本理念》

『だれもが 自分らしく ずっとつながり支え合える 地域づくり』



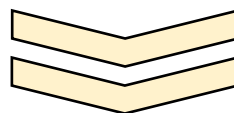
基本方針Ⅰ

つながり支え合える
人づくり



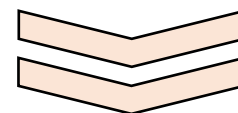
基本方針Ⅱ

参画しやすい
仕組みづくり



基本方針Ⅲ

ずっと支え合える
体制づくり



基本方針Ⅳ

だれもがつながる
地域づくり

第3章 第5次計画の取組

【基本理念】 だれもが 自分らしく ずっとつながり支え合える 地域づくり

基本方針Ⅰ

つながり支え合える人づくり

～意識が高まる～

- 地域福祉に関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人への理解を深める
- 地域でどんな活動ができるのかに気づき、参画に向けて準備してもらう

基本方針Ⅱ

参画しやすい仕組みづくり

～参加してみる～

- 地域活動に触れる機会をつくり、実際に体験・交流してもらう
- 日常的に交流できる場所や機会を確保する

改めて地域を知る
愛着が増す

理解を深める

参加する

持続可能な
地域共生社会の実現

つながる
継続する

基本方針Ⅳ

だれもがつながる地域づくり

～自分らしく暮らせる～

- 誰一人取り残さないための包括的な相談支援体制づくりを進める
- 多様な主体の連携により、当事者等の早期把握や支援に繋げる

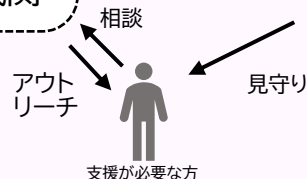


支援機関



地域団体

連携・協働する



つながり・支え合いの好循環

基本方針Ⅲ

ずっと支え合える体制づくり

～つながり続ける～

- 参画の場を通して、住民同士が地域課題について話し合える
- 活動しやすい環境を整え、つながりと支え合いが継続する
- 災害の教訓を踏まえ、普段から支え合う体制を整える

2 計画の体系

基本理念に基づく4つの基本方針に沿って、それぞれ取組の視点を分かりやすく設定したうえで、当該取組の視点に応じた具体的な取組を進めます。

基本方針	取組の視点		具体的な取組
Ⅰ つながり支え合える人づくり	意識が高まる	I-1 地域福祉に関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人への理解を深める	【取組1】地域福祉を進めるための情報発信・意識啓発
			【取組2】福祉教育・福祉体験学習の充実
		I-2 地域でどんな活動ができるのかに気づき、参画に向けて準備してもらう	【取組3】ボランティア等の人材確保に向けた取組
Ⅱ 参画しやすい仕組みづくり	参加してみる	Ⅱ-1 地域活動に触れる機会をつくり、実際に体験・交流してもらう	【取組4】高齢者サロンや子育てサークル等の地域活動への参加の促進
			【取組5】地域の健康づくり活動の推進
		Ⅱ-2 日常的に交流できる場所や機会を確保する	【取組6】地域住民の交流の場の確保
Ⅲ ずっと支え合える体制づくり	つながり続ける	Ⅲ-1 参画の場を通して、住民同士が地域課題について話し合える	【取組7】 校区社会福祉協議会等の地域団体による地域福祉活動の推進
		Ⅲ-2 活動しやすい環境を整え、つながりと支え合いが継続する	【取組8】民生委員・児童委員の活動支援
			【取組9】地域団体等の情報共有や相互啓発の推進
			【取組10】身近な相談窓口や相談支援機関の整備
		Ⅲ-3 災害の教訓を踏まえ、普段から支え合う体制を整える	【取組11】災害訓練の実施等による地域の防災力の向上
			【取組12】要配慮者への災害時支援体制の充実
Ⅳ だれもがつながる地域づくり	自分らしく暮らせる	Ⅳ-1 誰一人取り残さないための包括的な相談支援体制づくりを進める	【取組13】 複雑化・複合化した課題へ対応するための相談支援体制の充実
			【取組14】官民連携による孤独・孤立対策の推進
		Ⅳ-2 多様な主体の連携により、当事者等の早期把握や支援に繋げる	【取組15】関係機関との連携による当事者等の早期把握や支援
			【取組16】専門機関等によるアウトリーチ等を通じた継続的支援

第3章 第5次計画の取組

3 施策の展開

基本方針Ⅰ つながり支え合える人づくり

基本方針Ⅰでは、「意識が高まる」を基本的な視点として、2つの取組の視点を定め、地域福祉への関心を深め、自分以外の人を理解し、思いやる心を育む意識づくりに取り組めます。

また、地域や身の回りの人とのかかわりあいの中で自分以外の人視点に立ち、できることを見つけたり、考えたりする機会をつくり、さらにそれを行動に移す準備をしてもらうための取組を進めます。

取組の視点Ⅰ-1 地域福祉に関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人への理解を深める

【取組1】地域福祉を進めるための情報発信・意識啓発

⇒各種サポーター・ボランティア養成講座、出前講座 等

【取組2】福祉教育・福祉体験学習の充実

⇒ジュニアヘルパー養成事業、高校生ワークキャンプ、
バリアフルレストラン(心のバリアフリー推進事業) 等



認知症サポーター養成講座

取組の視点Ⅰ-2 地域でどんな活動ができるのかに気づき、参画に向けて準備してもらう

【取組3】ボランティア等の人材確保に向けた取組

⇒ボランティアセンター事業、ファミリー・サポート・センター事業、市民活動支援センター事業 等

第3章 第5次計画の取組

基本方針Ⅱ 参画しやすい仕組みづくり

基本方針Ⅱでは、「参加してみる」を基本的な視点として、2つの取組の視点を定め、だれもが地域活動の担い手になることができるよう、地域活動に触れる機会をつくり、実際に参加してもらう取組を進めます。

地域住民同士のつながりが希薄化する中、普段から地域の人たちと顔見知りになり、声を掛け合える関係を築くことが大切であることから、多様な世代の人たちが気軽に集い、日常的に交流できる場所や機会を確保し、地域への参画を促します。

取組の視点 Ⅱ-1 地域活動に触れる機会をつくり、実際に体験・交流してもらう

【取組4】高齢者サロンや子育てサークル等の地域活動への参加の促進

⇒ふれあい・いきいきサロン事業、こども食堂、
町内自治会に関する広報 等

【取組5】地域の健康づくり活動の推進

⇒校区単位の健康まちづくり、
地域介護予防活動支援事業(くまもと元気くらぶ)、
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 等



子育てサークル活動

取組の視点 Ⅱ-2 日常的に交流できる場所や機会を確保する

【取組6】地域住民の交流の場の確保

⇒地域コミュニティセンター、子育て支援センター、かがやき館、冒険遊び場(プレイパーク)、
地域の縁がわづくり(地域福祉総合支援事業補助金) 等

第3章 第5次計画の取組

基本方針Ⅲ ずっと支え合える体制づくり

基本方針Ⅲでは、「つながり続ける」を基本的な視点として、3つの取組の視点を定め、住民が抱えている困りごとに対して、住民同士で地域課題について話し合える、支え合える体制づくりに取り組みます。

地域にどのような人が暮らしていて、どのような困りごとがあるのか、自分の地域の現状を知り、住民同士が地域の課題に向き合い、地域活動の担い手が活動しやすい環境を整え、支え合い活動や見守り活動を推進し、その活動が継続できるよう取り組みます。

また、災害時には、地域の高齢者や障がい者など配慮を要する方々の避難や日常生活等を維持するための支援体制が必要となることから、日頃から地域防災にかかる支援体制づくりに取り組みます。

取組の視点 Ⅲ-1 参画の場を通して、住民同士が地域課題について話し合える

【取組7】校区社会福祉協議会等の地域団体による地域福祉活動の推進

⇒校区社協行動計画の策定・推進、まちづくり懇話会、地域コミュニティづくり支援補助金 等

取組の視点 Ⅲ-2 活動しやすい環境を整え、つながりと支え合いが継続する

【取組8】民生委員・児童委員の活動支援

⇒民生委員活動等経費、市・市社協・民児協三者協議、福祉協力員 等

【取組9】地域団体等の情報共有や相互啓発の推進

⇒校区社会福祉協議会活動支援経費、生活支援コーディネーター、いきいき市民福祉基金、等

第3章 第5次計画の取組

取組の視点 Ⅲ-2 活動しやすい環境を整え、つながりと支え合いが継続する（つづき）

【取組10】身近な相談窓口や相談支援機関の整備

⇒まちづくりセンター、こどもの権利サポートセンター、日常生活自立支援事業 等

取組の視点 Ⅲ-3 災害の教訓を踏まえ、普段から支え合う体制を整える

【取組11】災害訓練の実施等による地域の防災力の向上

⇒地域版ハザードマップの作成支援、避難所運営委員会開催支援、災害ボランティアセンター 等

【取組12】要配慮者への災害時支援体制の充実

⇒避難行動要支援者制度、福祉(こども)避難所、様々な媒体による緊急情報の配信 等



民生委員・児童委員の訪問活動



民生委員・児童委員の見守り活動



ふれあいサロンでの健康測定

第3章 第5次計画の取組

基本方針Ⅳ だれもがつながる地域づくり

基本方針Ⅳでは、「自分らしく暮らせる」を基本的な視点として、2つの取組の視点を定め、複雑化・複合化する課題へ対応するため、誰一人取り残されない包括的な相談支援体制の構築に取り組めます。

社会情勢の変化や価値観の多様化などにより、孤独・孤立問題等の課題が顕在化してきました。こういった複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するため、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代にとらわれることなく相談を受け止め、解決につなげる支援体制を構築します。

取組の視点 IV-1 誰一人取り残さないための包括的な相談支援体制づくりを進める

【取組13】複雑化・複合化した課題へ対応するための相談支援体制の充実

⇒地域包括支援センター、生活自立支援センター、
配偶者暴力相談支援センター、コミュニティソーシャルワーカー 等

【取組14】官民連携による孤独・孤立対策の推進

⇒孤独・孤立対策推進事業、
孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム、地域協議会 等



支援機関の連携会議(火の国会議)

取組の視点 IV-2 多様な主体の連携により、当事者等の早期把握や支援に繋げる

【取組15】関係機関との連携による当事者等の早期把握や支援

⇒地域包括ケアシステム推進会議、要保護児童対策地域協議会、生活困窮者関係機関等連絡会議、
熊本市障がい者自立支援協議会、ひきこもり支援機関連絡協議会 等

【取組16】専門機関等によるアウトリーチ等を通じた継続的支援

⇒地域生活支援員、訪問指導事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、NPOによる支援 等

第3章 第5次計画の取組

主な成果指標(案) 基準年度:令和5年度(2023年度) → 目標年度:令和13年度(2031年度)

基本方針Ⅰ つながり支え合える人づくり

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| ① 一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合 | 基準値 37.3% → 目標値 55% |
| ② 熊本市ボランティアセンターによる研修の実施回数(年間) | 基準値 48回 → 目標値 検討中 |

基本方針Ⅱ 参画しやすい仕組みづくり

- | | |
|--|-------------------------|
| ③ 住民主体の高齢者の通いの場(定期的に介護予防活動等を行うための場)の数 | 基準値 811箇所 → 目標値 1,011箇所 |
| ④ 地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPO活動など)に参加した市民の割合 | 基準値 36.5% → 目標値 46.7% |

基本方針Ⅲ ずっと支え合える体制づくり

- | | |
|---|----------------------|
| ⑤ 民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率 | 基準値 89.5% → 目標値 100% |
| ⑥ 支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合 | 基準値 43.5% → 目標値 検討中 |

基本方針Ⅳ だれもがつながる地域づくり

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| ⑦ 「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数(年間) | 基準値 1,336件 → 目標値 検討中 |
| ⑧ 健やかにいきいきと暮らしていると感じる市民の割合 | 基準値 49.9% → 目標値 60% |

◆ 計画の構成案

I 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画期間

II 計画にかかる現状と課題

- 1 本市の現状
- 2 第1次計画の振り返りと課題整理

III 取組の方向性

- 1 成年後見制度利用促進に向けた取組の推進
- 2 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の深化・推進
- 3 成果指標

第4章 成年後見制度利用促進計画

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

- ◆ 成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援して本人を保護する、本人が地域で生活する上で重要な手段のひとつです。しかし、制度の利用者数は認知機能の低下が見られる高齢者数や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数と比較して少ない状況です。
- ◆ このようなことから、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、本市でも令和2年度に「熊本市成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の利用促進の取組推進や地域連携ネットワーク体制の整備を進めてきました。
- ◆ 今後、認知機能の低下が見られる高齢者数の増加が見込まれる中、住み慣れた地域において尊厳ある本人らしい生活を継続することができるよう、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体による地域連携ネットワークは、より一層の充実を図っていく必要があります、第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念である「だれもが自分らしくずっとつながり支え合える地域づくり」と方向性を同じくすることから、第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に第2次計画を策定します。

2 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和13年度(2031年度) 7年間

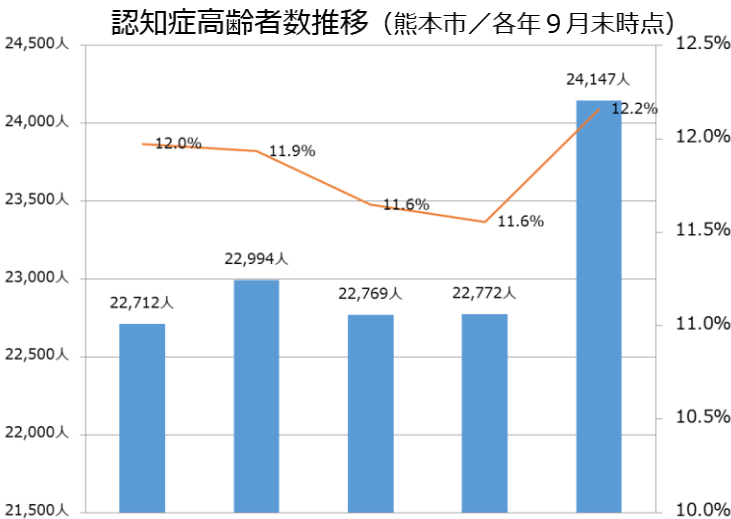
※ 熊本市第8次総合計画の計画年度と整合を図ります。

※ 総合計画の中間見直しとともに、社会状況の変化や関係法令の改正など必要に応じて、柔軟に見直しを行います。

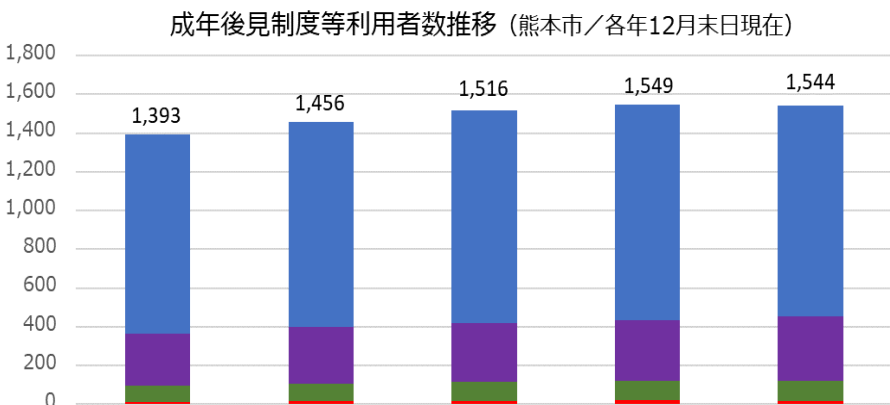
Ⅱ 計画にかかる現状と課題

1 本市の現状

- 認知機能の低下が見られる高齢者は増加傾向にあり、高齢者の約12.2%を占める。
- 令和2年(2020年)と比較して、令和22年(2040年)にはさらに1.5～1.7倍程度に増加すると見込まれている。
- 認知機能の低下が見られる高齢者数と比較して、成年後見制度等の利用者数は少なく、十分に制度が活用されていない(令和5年度:約6%)。



	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
■ 人数(日常生活自立度Ⅱa以上)	22,712人	22,994人	22,769人	22,772人	24,147人
■ 介護保険第1号被保険者(65歳以上)に対する割合	12.0%	11.9%	11.6%	11.6%	12.2%



	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
■ 成年後見	1,026 (73.7%)	1,059 (72.7%)	1,096 (72.3%)	1,114 (71.9%)	1,088 (70.5%)
■ 保佐	270 (19.4%)	289 (19.9%)	302 (19.9%)	316 (20.4%)	334 (21.6%)
■ 補助	84 (6.0%)	92 (6.3%)	100 (6.6%)	99 (6.4%)	105 (6.8%)
■ 任意後見	13 (0.9%)	16 (1.1%)	18 (1.2%)	20 (1.3%)	17 (1.1%)

※令和2年2月からR4年度末までは新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置（有効期間延長）により一部計上不可あり

第4章 成年後見制度利用促進計画

2 第1次計画の振り返りと課題整理

(成果)

成年後見支援センターや成年後見制度利用促進協議会を設置し、相談機能の強化や地域連携ネットワーク体制の整備を図ることができた。

◆取組概要

- ① R4～成年後見支援センターの設置(相談窓口 R5相談数:691件)
- ② R4～成年後見制度利用促進協議会の設置(法律、福祉の専門家から構成)
- ③ R5～受任調整会議の開催(後見人のミスマッチを防止するため、事前に相応しい職種等を協議し、家裁と共有)
- ④ R3～報酬助成の対象拡大(市長申立てに加え、本人・親族申立ても対象)

(課題)

今後、認知機能の低下が見られる高齢者の増加に伴い、制度利用者数の増加も見込まれることから、成年後見制度の周知はもとより、相談機能や地域連携ネットワーク体制のさらなる深化・推進に加え、後見人の担い手不足の解消に向け、市民後見人や法人後見人の育成に取り組む必要がある。

- ①成年後見制度の認知不足・・・制度利用者の7割が後見類型であり、本人の状態が悪化してから申立に至っており、保佐・補助・任意後見を含めた制度の周知が必要
- ②各相談機関の役割分担が不明確・・・成年後見支援センター、高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センター間での円滑な業務実施のための連携の在り方の整理・検討が必要
- ③後見人の担い手の不足・・・成年後見人等の約8割は弁護士等の専門職が担っており、後見人不足となっていることから、新たな担い手として市民後見人の確保が必要

第4章 成年後見制度利用促進計画

Ⅲ 取組の方向性

1 成年後見制度利用促進に向けた取組の推進

(1) 広報・啓発の強化

「市政だより」をはじめとする広報誌への掲載及び一般市民向けリーフレットの改定・配布、研修会や出前講座の実施に取り組みます。

(2) 相談機能の強化

専門職相談会(弁護士・司法書士等)の充実を図り、対応力強化を図るとともに親族後見人が活動を行う中で困難が生じた場合は、成年後見支援センター等が相談に対応します。

(3) 後見人の担い手の確保

「市民後見人」について広く周知するとともに、市民後見人養成講座受講者のサポート体制の充実を図り、市民後見人の育成に取り組みます。

2 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の深化・推進

- 成年後見制度利用促進協議会において、成年後見支援センターの体制の強化等を検討します。
- 今後の利用者数の増加を踏まえた各相談機関の連携の在り方を明確化するとともに民生委員・児童委員や医療・福祉関係団体等との連携強化に取り組みます。

3 成果指標

<指標1> 成年後見制度利用者数

実績値 R5年度:年間1,544件 ⇒ 目標値【R13年度】:検討中

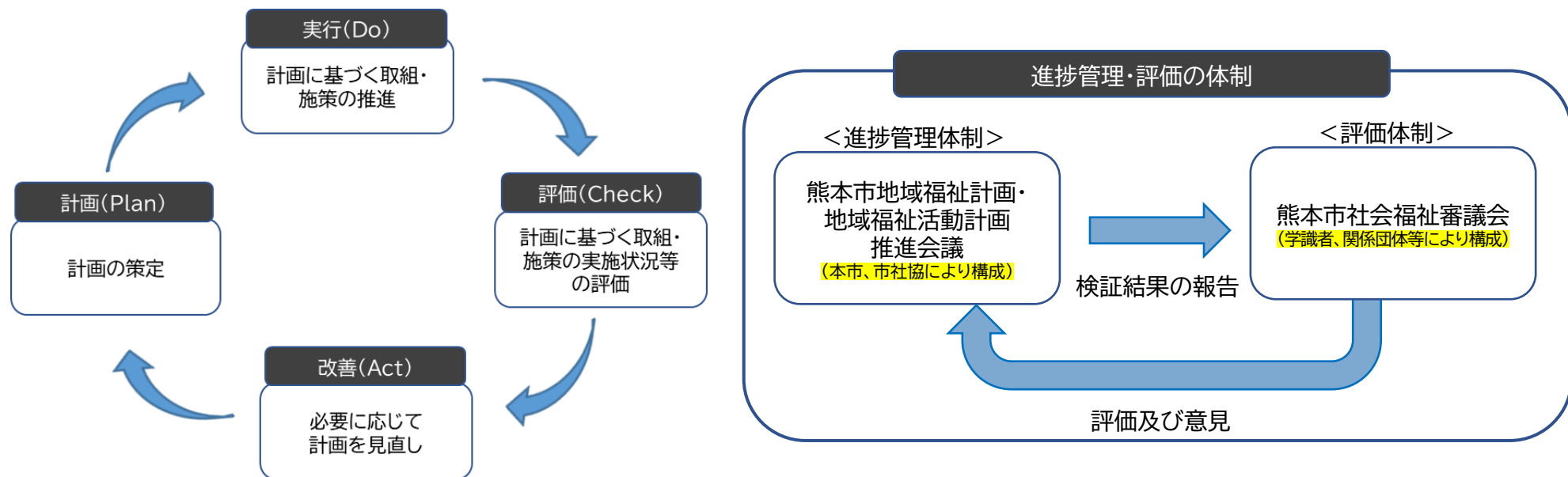
<指標2> これまでに家庭裁判所から市民後見人として選任された人数

実績値 R2～R5年度:5人 ⇒ 目標値【R7～R13年度】:10人

第5章 計画の推進

・計画の進行管理・評価等

- ◆ 計画を実効性のあるものとして推進していくため、取組については各主体の連携・協働により進めるとともに、進捗状況については、PDCAサイクルに基づいて管理します。
- ◆ 本市と熊本市社会福祉協議会で構成する「熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議」を、毎年度開催し、各事業や取組の実施状況の把握を行い、成果指標の達成状況等について適切に進捗管理を行います。
- ◆ 熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議における検証結果等については、毎年度、「熊本市社会福祉審議会」に報告を行い、委員からの意見及び評価をいただきながら、本計画の進行管理を行います。



◆ 策定の進め方

◎ 熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

学識者、関係団体等により構成される「熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉の推進のために、各福祉分野が共通して取り組むべき事項等について、専門的見地から、協議・整理いただく。

◎ 今後のスケジュール

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討内容			骨子作成			素案作成			最終案作成			策定
市民等アンケート	● →											
地域福祉専門分科会		●			●			●			●	
政策会議					●			●				
議会報告			●			●			●			●
パブリックコメント									● →			

◆ 第4次計画と第5次計画の計画体系の比較

現行・第4次計画（～令和6年度(2024年度)）

計画期間 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度) 5年間

基本理念 だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり

事業概要

- (1) 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援
- (2) ボランティア等の人材確保に向けた取組

施策方針

- 1. 支え合い活動推進の核となる人材の確保

基本方針

地域力強化のための
人材の確保・育成

- (1) 地域福祉活動等に対する意識の醸成
- (2) 住んでいる地域により身近な場所での理解の促進

- 2. 地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成

- (1) 地域住民の交流促進
- (2) 地域における見守りネットワークの充実
- (3) 支え合い活動推進のためのコーディネート機能充実

- 1. 住民に身近な地域での支え合い体制づくり

- (1) 小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり
- (2) 課題を解決するためのノウハウの共有
- (3) 地域特性に応じた取組を促進するための支援

- 2. 住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり

支え合いの地域づくり

- (1) 被災者の生活再建に向けた継続的な支援
- (2) 複合的な課題に対する相談窓口の充実
- (3) 住宅確保要配慮者への支援
- (4) 生活支援サービスの充実と権利擁護の推進

- 1. 連携による支援の充実

- (1) 避難行動支援の仕組みづくり
- (2) 配慮を要する方の状況に応じた避難所の生活環境の整備
- (3) 多様な主体の協働による災害支援体制の構築

- 2. 協働で取り組む災害対応力の強化

- (1) 包括的な支援を実現するための協議体の整備
- (2) 社会福祉法人と連携した地域支援ネットワークの構築
- (3) NPOや民間事業者等との連携推進

- 3. 包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築

多様な主体の連携・協働の推進

再構築

次期・第5次計画（令和7年度(2025年度)～）

計画期間 令和7年度(2025年度)～令和13年度(2031年度) 7年間

基本理念 **だれもが 自分らしく ずっとつながり支え合える 地域づくり**

基本方針

つながり支え合える
人づくり

取組の視点

- I-1 地域福祉に関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人への理解を深める

- 【取組1】地域福祉を進めるための情報発信・意識啓発
- 【取組2】福祉教育・福祉体験学習の充実

- I-2 地域でどんな活動ができるのかに気づき、参画に向けて準備してもらう

- 【取組3】ボランティア等の人材確保に向けた取組

- II-1 地域活動に触れる機会をつくり、実際に体験・交流してもらう

- 【取組4】高齢者サロンや子育てサークル等の地域活動への参加の促進
- 【取組5】地域の健康づくり活動の推進

- II-2 日常的に交流できる場所や機会を確保する

- 【取組6】地域住民の交流の場の確保

- III-1 参画の場を通して、住民同士が地域課題について話し合える

- 【取組7】校区社会福祉協議会等の地域団体による地域福祉活動の推進

- III-2 活動しやすい環境を整え、つながりと支え合いが継続する

- 【取組8】民生委員・児童委員の活動支援
- 【取組9】地域団体等の情報共有や相互啓発の推進
- 【取組10】身近な相談窓口や相談支援機関の整備

- III-3 災害の教訓を踏まえ、普段から支え合う体制を整える

- 【取組11】災害訓練の実施等による地域の防災力の向上
- 【取組12】要配慮者への災害時支援体制の充実

ずっと支え合える
体制づくり

だれもがつながる
地域づくり

- IV-1 誰一人取り残さないための包括的な相談支援体制づくりを進める

- 【取組13】複雑化・複合化した課題へ対応するための相談支援体制の充実
- 【取組14】官民連携による孤独・孤立対策の推進

- IV-2 多様な主体の連携により、当事者等の早期把握や支援に繋げる

- 【取組15】関係機関と連携による当事者等の早期把握や支援
- 【取組16】専門機関等によるアウトリーチ等を通じた継続的支援